

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年10月15日(2015.10.15)

【公開番号】特開2014-188706(P2014-188706A)

【公開日】平成26年10月6日(2014.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-055

【出願番号】特願2013-63674(P2013-63674)

【国際特許分類】

B 4 1 J 11/70 (2006.01)

B 4 1 J 15/04 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 11/70

B 4 1 J 15/04

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月1日(2015.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プリンターハウジングと、

このプリンターハウジングに装填される印字用紙に印字可能な印字ヘッドと、

この印字ヘッドとの間に前記印字用紙を挟持して回転することにより前記印字用紙を移送可能なプラテンローラーと、

このプラテンローラーおよび前記印字ヘッドを離反させるように操作する開放用押しボタンと、を有するプリンターの用紙切断装置であって、

前記開放用押しボタンを前記印字ヘッドによる印字済みの前記印字用紙の発行口に臨ませるとともに、

前記開放用押しボタンの前記発行口に臨む先端部を用紙切断用端部として形成していることを特徴とするプリンターの用紙切断装置。

【請求項2】

前記開放用押しボタンの前記用紙切断用端部は、前記印字ヘッドおよび前記プラテンローラーとの間から前記発行口に発行されてくる前記印字用紙に対向可能であることを特徴とする請求項1記載のプリンターの用紙切断装置。

【請求項3】

前記印字ヘッドを前記プラテンローラーに押し付けるヘッド付勢スプリングを設け、

このヘッド付勢スプリングの付勢力に抗して前記開放用押しボタンを前記プリンターハウジングに対して操作することにより、前記印字ヘッドおよび前記プラテンローラーを互いに離反可能としていることを特徴とする請求項1または2記載のプリンターの用紙切断装置。

【請求項4】

前記印字ヘッドは、これを前記プリンターハウジングに取り付けるとともに、前記プラテンローラーは、前記プリンターハウジングに開閉可能に設けた開閉カバーにこれを回転可能に取り付け、

前記開放用押しボタンの操作によりこの開閉カバーを前記プリンターハウジングに対して開放して前記印字ヘッドから前記プラテンローラーを離反させることを特徴とする請

求項 1 ないし 3 のいずれかに記載のプリンターの用紙切断装置。

【請求項 5】

前記用紙切断用端部は、金属プレートであることを特徴とする請求項 1 ないし 4 のいずれかに記載のプリンターの用紙切断装置。